

報道関係者 各位

令和3年1月22日

【照会先】

第二部会担当審査総括室

室長 井口 真 嘉

(直通電話) 03-5403-2164

(代表電話) 03-5403-2111

### 東日本環境アクセス外1社不当労働行為再審査事件 (令和元年(不再)第22・24号) 命令書交付について

中央労働委員会第二部会(部会長 岩村正彦)は、令和3年1月21日、標記事件に関する命令書を関係当事者に交付しましたので、お知らせします。

命令の概要は、次のとおりです。

#### 【命令のポイント】

～パート社員であった組合員の契約社員への転換を認めなかったことは不当労働行為に当たらないとされた事案～

当該組合員の契約社員への転換を認めなかった理由は同人の勤務状況にあり、合理性が認められ、同人が組合員でなければ契約社員への転換が認められたとは認め難いから、不利益取扱いには当たらない。また、契約社員への転換を認めなかったことが組合を弱体化するものであったとは認められないから、組合に対する支配介入にも当たらない。

## I 当事者

令和元年(不再)第22号事件再審査申立人・第24号事件再審査被申立人

株式会社JR東日本環境アクセス(「アクセス」)(東京都台東区)

令和元年(不再)第24号事件再審査被申立人

東日本旅客鉄道株式会社(「JR東日本」)(東京都渋谷区)

令和元年(不再)第24号事件再審査申立人・第22号事件再審査被申立人

国鉄神奈川動力車労働組合(「組合」)(神奈川県横浜市)

## II 事案の概要

- 1 本件は、アクセスが、①アクセスのパート社員であるA組合員をパート社員から契約社員に登用(以下「契約社員への転換」)しなかったこと、②A組合員による退職の申出の撤回を認めなかったこと、③平成28年1月27日、同年3月9日及び同年4月27日の団体交渉(以下「団交」)で不誠実に対応したこと等が、①及び②は労働組合法(以下「労組法」)第7条第1号及び第3号に、③は同条第2号及び第3号に該当する不当労働行為として、また、JR東日本が、労組法第7条の使用者に当たることから、JR東日本との関係においても上記①及び②については、同条第1号及び第3号に該当する不当労働行為であるとして、救済申立てがされた事件である。
- 2 初審神奈川県労委は、上記1の①及び③のアクセスの対応について不当労働行為の成立を認め、アクセスに対し、A組合員を27年10月1日から契約社員に登用されたものとして取り扱い、同年12月31日までの間の賃金差額等を支払うこと及び文書掲示を命じ、その余の救済申立てを棄却する旨の命令(以下「本件初審命令」という。)を交付した。アクセス及び組合は、これを不服として再審査を申し立てた。

### Ⅲ 命令の概要

#### 1 主文

- (1) 初審命令を次のとおり変更する。

アクセスに対し、28年1月27日及び同年4月27日の各団交に係る不当労働行為（契約社員への登用について十分な説明を行わなかったこと）について、文書交付を命じる。

その余の救済申立てを棄却する。

- (2) その余の再審査申立てをいずれも棄却する。

#### 2 判断の要旨

- (1) アクセスが、パート社員であったA組合員の契約社員への転換を認めなかったことについて  
アクセスは、結成して間もない組合の組合活動に比較的頻繁に対応を迫られている状況にあり、組合活動を警戒していたことは認められるものの、A組合員の勤務状況に鑑みると、同人が組合員でなければ契約社員への転換が認められたとは認め難い。したがって、アクセスが、A組合員の契約社員への転換を認めなかったことは労組法第7条第1号の不当労働行為には当たらない。また、組合を弱体化するものとは認められないから、同条第3号の不当労働行為にも当たらない。
- (2) アクセスが、A組合員の退職の申出の撤回を認めなかったことについて  
アクセスは、A組合員自身と複数回にわたり同人の意思を確認した上で、期間満了退職をするものとして手続を進めたのであって、その後になされた同人からの退職の申出を撤回する旨の申入れを認めないことは、小田原事業所の勤務表の作成等円滑な業務運営の観点からすると不合理とはいえない。アクセスの対応が組合員であることを理由としたものとは認められないから、労組法第7条第1号の不当労働行為には当たらない。また、組合を弱体化するものとは認められないから、同条第3号の不当労働行為にも当たらない。
- (3) アクセスが、28年1月27日、同年3月9日及び同年4月27日に実施した各団交において、組合に対し、契約社員への転換について十分な説明を行わなかったことについて  
ア アクセスは、28年1月27日及び同年4月27日の団交において、A組合員を契約社員に転換しなかった理由につき具体的な説明をせず、一般論の説明にとどまっているが、契約社員への転換の判断要素として挙げるもののうちA組合員の場合はどの要素に問題があるのかを指摘する等して具体的な説明をなし得たはずである。アクセスの対応は、誠実な団交を行ったとは認められないから、労組法第7条第2号の不当労働行為に当たる。  
イ 他方、同年3月9日の団交については、団交当日になって、契約社員への転換制度一般についての説明が求められたものであること、契約社員への転換制度の説明については組合も次回説明を求めるとして即答を強く要求しているわけではないことからすると、アクセスの対応が不誠実なものとは認められないから、労組法第7条第2号の不当労働行為には当たらない。  
ウ アクセスの上記各団交における対応は、いずれも組合の弱体化や、組合の運営・活動の妨害を図るような行為とは認められない。したがって、上記の各団交におけるアクセスの対応は、労組法第7条第3号の不当労働行為には当たらない。
- (4) JR東日本は、組合との関係で、労組法第7条の「使用者」に当たるかについて  
アクセスの従業員の雇用の開始、終了についてはアクセスが決定しているものと認められ、その他アクセスの従業員の基本的労働条件について、JR東日本が雇用主と同視できる程度に現実的かつ具体的な支配があったと認めるに足りる証拠はない。  
したがって、JR東日本は、組合との関係で労組法第7条の「使用者」には当たらない。

【参考】	初審救済申立日	平成28年8月22日（神奈川県労委平成28年(不)第20号）
	初審命令交付日	令和元年5月29日
	再審査申立日	令和元年6月6日（アクセス）
		令和元年6月7日（組合）